

# 公共交通メールマガジン



平成26年

第29号

編集

国土交通省総合政策局

公共交通政策部

平素より、当メールマガジンを御愛読いただきありがとうございます。

初夏のような気候が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。先日のゴールデンウィークは前半は天気にも恵まれ、公共交通を利用して旅行に行かれた方も多いのではないのでしょうか。

今月は法案の成立や交通政策基本計画の策定に向けた動き等、本省では大きな動きがございました。また、地方運輸局についても、人材育成に関する新しい取り組みや手引書の改訂等、様々な取り組みを行っております。ぜひご一読いただき、関心を持っていただければと思います。

本号のメルマガは以下の内容でお送りいたします。

## 第29号目次

- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」が成立いたしました（公共交通政策部 交通計画課）・・・ 2
- 社会資本整備審議会・交通政策審議会において、「交通政策基本計画」の策定に向けた審議を開始しました（公共交通政策部 参事官（総合交通））・・・ 3
- 「鉄道の日」実行委員会による「日本鉄道賞」の募集について（鉄道局）・・・ 4
- 地域公共交通東北仕事人制度を創設しました（東北運輸局）・・・ 5
- 「なるほど！公共交通の勤どころ」を改訂しました（九州運輸局）・・・ 6
- 今後の国土交通省の動き・・・ 7
- 編集後記・・・ 7

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」が成立いたしました（公共交通政策部 交通計画課）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律については、本年2月12日に国会へ提出され、4月17日に衆議院本会議で可決、5月14日に参議院本会議で可決・成立いたしました。同法は公布から6ヵ月以内に施行される見込みです。

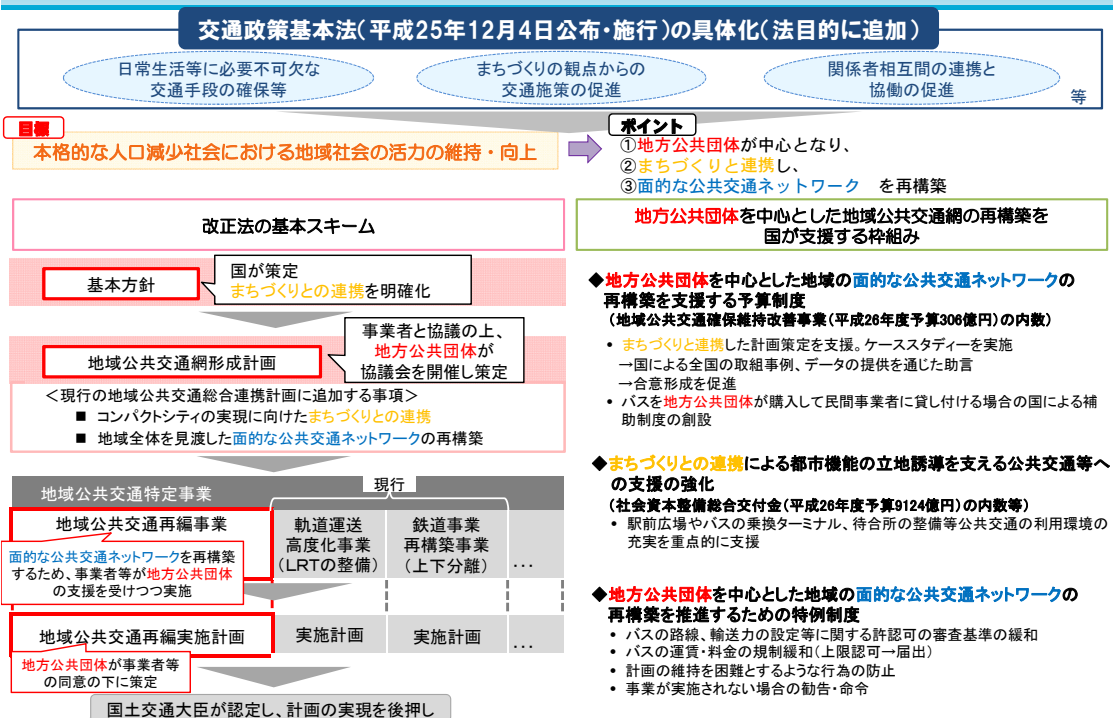
本法は、地域公共交通の厳しい現状を踏まえ、交通政策基本法の基本理念にのっとり、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、地域の関係者が知恵を出し合い、その合意の下に、まちづくりと一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク及び交通サービスを実現していくための枠組みを構築するものです。

今後、基本方針やガイドライン等、法の具体的な運用方針の整備を検討してまいりたいと考えておりますので、引き続き、関係者の皆様方のご協力の程よろしくお願い申し上げます。

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の概要、条文等につきましては、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/policy/file000003.html>

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の概要



**社会資本整備審議会・交通政策審議会において、「交通政策基本計画」の策定に向けた審議を開始しました（公共交通政策部 参事官（総合交通））**

昨年12月に公布・施行された交通政策基本法第15条において、政府は、交通に関する施策の基本的方針や目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策等を盛り込んだ「交通政策基本計画」を策定することとされています。

同計画の策定に向けて、4月7日（月）に社会資本整備審議会・交通政策審議会の計画部会合同会議において審議が開始されました。同会議においては、皆様からご協力いただいた地方自治体、交通関係事業者、利用者へのアンケート結果を紹介した上で、委員の先生方に交通に関する課題について意見交換いただきました。

また、4月14日（月）と21日（月）には、それぞれ第1回、第2回の交通政策基本計画小委員会を開催し、バス、鉄道、海運、航空などの幅広い関係者から、事業の課題と交通政策基本計画に期待する内容についてヒアリングを行いました。

これらを踏まえ、現在、交通政策基本計画の骨子案を検討しているところであり、今夏頃までに「中間とりまとめ」として公表する予定としています。さらにその後、パブリックコメント等の手続きを経た上で、年内を目途に閣議決定することを予定しています。



社整審・交政審 計画部会（4月7日（月））

なお、交通政策基本計画の検討状況については、以下のホームページに掲載しておりますが、現在、5月中を目途に新たに「交通政策基本法」専用のホームページを作成中です。ホームページが完成次第、交通政策基本計画の検討状況についてもそちらに掲載する予定ですので、是非ご参照いただければと思います。

（ホームページアドレス）

○計画部会

[https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303\\_keikaku01.html](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_keikaku01.html)

○交通政策基本計画小委員会

[https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304\\_koutuuseisaku01.html](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304_koutuuseisaku01.html)

## 「鉄道の日」実行委員会による「日本鉄道賞」の募集について(鉄道局)

「日本鉄道賞」は、「鉄道の日」創設の趣旨である鉄道に対する国民の理解と関心を深め、国民の強力な支持を得るとともに、鉄道の一層の発展を期することを目的として、鉄道開業130周年の記念すべき年にあたる平成14年に創設された表彰制度です。本年度で第13回目を迎え、鉄道に関する施設整備・サービス・映画・楽曲・アート・写真集・テレビ番組など様々な取組の中から優れた取組を表彰します。

募集の概要は以下のとおりです。

### 1. 対象者

鉄道に関する取組を実施した事業者、団体、個人

(※1) 過去に応募したものは対象外とします。

(※2) 鉄道に関する取組については、施設整備や既存の設備等を活用した取組のみならず、鉄道が登場する映画、楽曲、アート、写真集、テレビ番組などクリエイティブな取組も含まれます。

(※3) 一般の方からの応募も可。

### 2. 選考

「鉄道の日」実行委員会内の表彰選考委員会により、以下の視点を基に選考します。

#### 【視点】

- ①鉄道の魅力（楽しさや面白さなどを含む）を強く発揮している取組
- ②革新的なサービスや技術を導入した取組
- ③地域の活性化に大きく貢献している取組
- ④鉄道の安全性の確保、防災対策の強化、利用者の安心感の向上につながる取組
- ⑤環境負荷軽減に資する取組

※ 鉄道が登場する映画、楽曲、アート、写真集、テレビ番組などのクリエイティブな取組については、上記①、③の視点により選考。

以上のような視点から見て、専門家のみならず一般ユーザーや国民に強くアピールするものであること。

※ なお、応募された取組については、一般の方からの意見も受け付ける予定です。応募書類が揃った時点で、あらためて意見募集を開始します。(7月～8月目処)

### 3. 表彰について

10月中旬に開催予定の「鉄道の日」祝賀会の会場において、受賞者に対して賞を授与いたします。

※ 詳細は、以下をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo06\\_hh\\_000074.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo06_hh_000074.html)

## 地域公共交通東北仕事人制度を創設しました（東北運輸局）

多くの自治体において公共交通担当職員の絶対数の不足に加え、地域公共交通に関するノウハウ不足が課題となっています。地域公共交通に関する取組みを実行・継続するためには、各地域において、自治体、国、交通事業者、NPO、住民に、学識経験者を加えた関係者が連携・協働の下、知見を高め、互いに知恵を出し合うことが不可欠です。

このため、東北運輸局では、本年3月に地域公共交通に対する熱意とノウハウを有した学識者、NPO、自治体職員等の人材を“地域公共交通東北仕事人”として選任しました。

今後、“地域公共交通東北仕事人”と東北運輸局が連携・協力して、互いが有する最新の情報・事例を共有するとともにそれぞれのアイデアを持ち寄って、地域が抱える公共交通の課題を解決し、よりよい地域公共交通を実現するため、『汗をかく仕事』を進めて参りたいと思います。

“地域公共交通東北仕事人”制度をご理解いただき、ご活用いただければ幸いです。

### 「地域公共交通東北仕事人」制度の概要

#### 目的

- 多くの地方自治体が抱える課題  
交通担当職員の絶対数の不足＋地域公共交通に関するノウハウ蓄積・継続性の不足

地域公共交通を確保・維持・改善するためには、各地域において、自治体、国、交通事業者、NPO、住民に、学識経験者を加えた関係者が、連携・協働の下、知見を高め、互いに知恵を出し合うことが不可欠。

#### 【「地域公共交通東北仕事人」制度】

地域公共交通に対する熱意とノウハウを有した学識者、NPO、自治体職員等の人材のネットワークをつくり、それぞれがアイデアを出し合い、お互いの情報を共有するとともに、広く地域に発信する

☆東北運輸局：これらの人材と連携しながら、引き続き東北地方全体の地域公共交通の活性化に向けて取り組んでいく。

☆自治体等：この制度を積極的に活用し、地域が有する課題の解決に向けて、住民等と協働しながら地域全体で取り組んでいくことが期待される。

#### 役割・活動内容

##### ①人材のデータベース構築(人材バンク機能)

- ・連絡先、専門とする分野、取組事例等をデータベース化し、東北運輸局HPで公表

##### ②人材間の情報共有

- ・年1～2回、全仕事人が一堂に会する意見交換会を開催（各種取組について意見交換、基調報告・事例紹介等を予定）
- ・各仕事人のメーリングリストを作成し、国の施策の最新情報や各地域における公共交通活性化の取組等を提供

##### ③各事例と仕事人とのマッチング・人材派遣、情報発信

- ・自治体やNPO等のセミナーで積極的に講師として活用
- ・自治体職員等向けの相談会・交流会の開催
- ・情報発信（メールマガジン）にコラムを記載

#### 構成員

大学等における公共交通専門の学識者、自治体有識者、NPO、交通ジャーナリスト等から構成

東北公共交通アクションプラン（抄）  
（平成22年3月策定、平成25年3月一部改定）

- 5 住民との協働による公共交通の活性化・再生  
…専門家、NPO、行政等で構成され、…個人、NPOの活動に対して人材やノウハウ面での支援を行う「地域公共交通コンソーシアム」の創設に向けた取組を進める。

このたび、東北運輸局ホームページ内で“地域公共交通東北仕事人”制度について公開しましたので、ぜひご覧下さい。

本格的な活動はこれからになりますが、早速6月に仕事人の“初仕事”（山形県主催の市町村研修会の講演依頼）が決まり、幸先良いスタートとなりました。

※ 詳細は、以下をご覧ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/ks/new%20page/ks-sub06.html>

## 「なるほど！公共交通の勘どころ」を改訂しました（九州運輸局）

九州運輸局では、先駆者の知恵や法制度・補助制度の活用のしかたをわかりやすく整理した手引書である「なるほど！公共交通の勘どころ」を平成19、20の各年度に作成・配布し、市町村等の人材育成に努めてきたところです。

この度発行しました改訂版では、地域公共交通の活性化・再生に役立つように、平成23年3月創設の「地域公共交通確保維持改善事業」の制度や法律改正等を反映させたほか、これまで各地域で行われてきた様々な取り組みから得られた新たな知見等を盛り込み、たいへん充実した内容になっています。

九州では、中山間地域・離島地域が多く存在し、日常生活における自家用車への過度な依存や過疎地域における急速な少子高齢化、人口減少が進んでいます。バスをはじめとする地域公共交通の利用者は減少しており、地域公共交通に関する課題に対応する必要性が生じています。また、バス交通、デマンド交通、離島航路等、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域が主体となった取り組みを行うことがこれまで以上に求められています。

地域の関係者が集い、将来に向かって地域公共交通を改善していくときに、本誌が知恵袋のひとつとして、地域において実務を担う方に少しでもお役に立てればと考えております。なお、本誌は、九州運輸局ホームページにも掲載していますので、ぜひご一読ください。

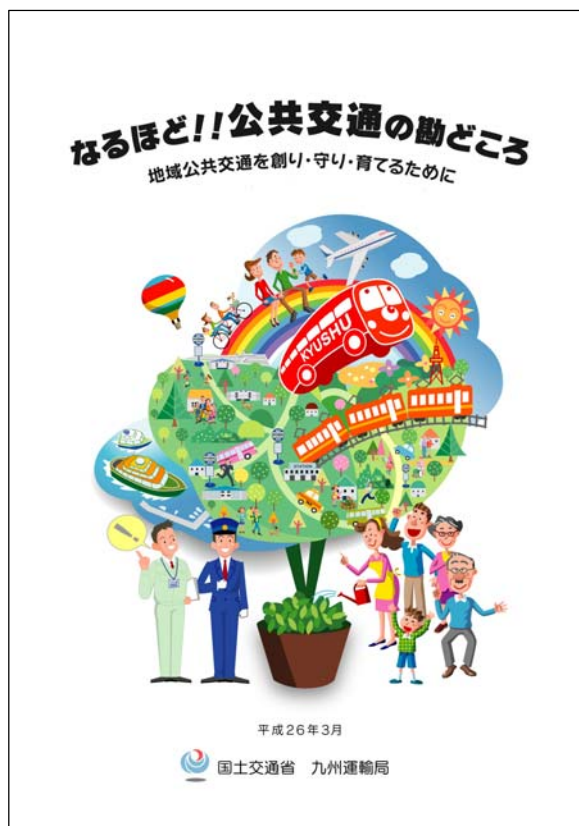
（ホームページアドレス）

○本編

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/kikaku/file05/kandokoro25.pdf>

○概要

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/kikaku/file05/kandokoro25-gaiyou.pdf>



## 今後の国土交通省（本省）の動き



※全て現時点での予定です。日程等が変更になる場合がございます。

日程	内容
5月21日（水）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律公布
5月23日（金） ～24日（土）	本田国土交通審議官・公共交通政策部長 九州における地域公共交通プロジェクト視察 ＜視察先＞ 八女市（乗合タクシー等）、熊本市（熊本市電、市役所前バス停、フリーゲージトレイン試験車両等）、九州新幹線、川内港、甕島高速船、肥薩おれんじ鉄道、鹿児島空港等
5月30日（金） ～31日（土）	公共交通政策部長「交通政策基本法シンポジウム」への参加  ＜交通政策基本法シンポジウム概要＞ 日時：5月30日（金）18：30～20：50 場所：くまもと県民交流館パレア会議室1 ○基調講演 「交通政策基本法と地域公共交通活性化再生法（改正案）のめざすもの」 藤井直樹（国土交通省総合政策局公共交通政策部長） ○パネルディスカッション 「交通政策基本法と地域公共交通活性化再生法（改正案）を活かしたまちづくりをいかに実現させるのか？」 パネリスト 藤井直樹（公共交通政策部長）、小野泰輔（熊本県副知事）、高田晋（熊本市副市長）、斉場俊之（さいばーとれいん代表）、廣瀬賜代（NPO法人くまもとLRT市民研究会理事長） コーディネーター 坂本正（熊本学園大学教授）
5月中目途	「交通政策基本法」専用ホームページの開設
6月2日（月） ～6日（金）	地域公共交通（Ⅰ期）研修（柏研修センター）  ＜対象＞ 地方運輸局及び地方自治体において地域公共交通関連業務に従事する職員 ＜内容＞ 地域公共交通確保維持改善事業、地方自治体や交通事業者による地域公共交通の取組等に関する講義、課題研究等  ※Ⅰ期は好評により募集を終了いたしました。 Ⅱ期は平成27年1月頃開催予定です。

## 編集後記

いつもご愛読いただきありがとうございます。国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課の中村です。

第27号でもお知らせしておりました、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が、ついに成立いたしました！

この法律はモード横断的かつ他省庁とも関わる内容のため、関係者も多く、時に協力し、時に激しい(?)調整も行いながら一つの形にしていく作業は、とても勉強になりました。土日はもちろん、クリスマスも大晦日も誕生日も関係無く仕事をしていたのも、全館停電の中、何とか部屋を確保して作業をしていたのも、今となっては良い思い出です・・・笑

国会審議・本会議ともにリアルタイムで中継を見ていましたが、自分が担当した法律が実際に国会で審議され、成立したのは、感慨深いとともに、未だに不思議な感じがしています。

なにはともかく、関係者が心血を注いで作った法律なので、普段あまり法律に触れない方も、ぜひ一度目を通してみてください！

なお、本号より、「今後の国土交通省の動き」コーナーを新設することといたしました。本省の動きはアンテナを張っていてもなかなか見えにくいところもあるかと思いますが、このコーナーを通じて、今後本省ではどのようなスケジュールで何に取り組んでいくのかについて、タイムリーにお伝えできればと思っています。ぜひチェックしてみてください！



★全国に共有したい情報等ございましたら、下記問い合わせ先または最寄りの地方運輸局企画観光部交通企画課まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 中村

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3(中央合同庁舎3号館3階)

TEL : 03-5253-8274(直通) FAX : 03-5253-1513

E-mail : [koutukeikaku\\_joho@mlit.go.jp](mailto:koutukeikaku_joho@mlit.go.jp)

国土交通省HP(情報発信のページ) :

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000039.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000039.html)

